令和６年度第１回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会

議事録

１　日時：令和７年３月２４日（月）午後２時００分から４時００分まで

２　場所：小笠原村役場本庁会議室 A、小笠原村母島支所大会議室、
WebEX によるオンライン会議室

３　出席者：

委員	環境省小笠原自然保護官事務所	若松 佳紀
	東京都島しょ保健所小笠原出張所	星野 和真
	（一社）小笠原村観光協会	竹澤 博隆
	（一社）小笠原母島観光協会	川畑 豪也
	（福）小笠原村社会福祉協議会	松林 久美子　※欠席
	（特非）小笠原自然文化研究所	堀越 和夫　＜会長＞
	（公社）東京都獣医師会	髙橋 恒彦
	飼い主の会の会員	宮川　空
	飼い主の会の会員	有賀 文子
事務局	環境課	石原、安藤、井上、米塚

（敬称略）

４　議題及び議決

議題第１号：会長の互選について

議決：委員から自薦及び他薦がなかったため、事務局から会長を堀越委員とすることについて提案した結果、賛成８人、反対０人で可決された。

５　配布資料

審議会委員名簿

資料１　　ペット条例の運用状況と今後の取組みについて

資料２　　持込み申告関連資料

資料３　　ペットの飼養状況

参考資料１　ペット条例

参考資料２　ペット条例審議会運営規則

６　議事の経過及び発言要旨

（１）開会

（２）会議成立の宣言

事務局から、委員の過半数が出席しているため条例第１８号第２項の規定により本会議は有効に成立したことが宣言された。

（３）議題第１号　会長の互選について
堀越委員を会長とすることについて可決された。

（４）会長代理の指名
堀越会長より、若松委員が会長代理に指名され、若松委員が承諾した。

（５）議事録署名人の指名
会長により、議事録署名人として星野委員と宮川委員が指名され、両委員が承諾した。

（６）その他
会議の進行について、事務局より第１期任命期間と同様に、進行を松林委員が行い、議事全体の整理を会長が行うことが提案され、全委員が承諾した。

資料１～３について事務局より説明し、今後の審議事項について意見交換を行った。
○竹澤委員：ペットの登録について、ニワトリやミツバチなどの家畜は登録が任意というのはわかりにくく制度の運用が正確に保たれない恐れがある。
○事務局：家畜の登録が任意ということではなく、飼い主が、営利目的のため飼養する産業動物ではなく、愛玩目的のために飼養しているということで登録の申請をするのであれば、ペットとして登録し管理するものである。
○竹澤委員：昆虫の飼育や持ち込みを制限することは、自然に関心を持つ子供の教育機会を失う事になる恐れがある。自然保全に偏った議論は避けたい。
○事務局：補足するが、持込み制限は新たな生き物を島へ持ち込まないという制限であって、島で捕った昆虫を飼養してはいけないというものではない。
○竹澤委員：カメでもミシシッピアカミミガメは駄目といった種別の検討となると対象が膨大である。ホワイトリストよりもブラックリストの方が分かりやすいのではないか。
○堀越委員：沖縄で大丈夫と言われていた生物が小笠原では猛威を振るうこともあり、ブラックリストではなくホワイトリストからというのは科学委員会でも合意形成された事項である。このためホワイトリストは前提である。許可制については運用の話なのでまだ先の議論である。
○竹澤委員：条例に許可制について示されていないと、制定された後では議論もされないことになってしまうので、この審議会の検討内容だと考える。
○若松委員：ホワイトリストの検討の際のヒアリング先としては外来生物法の各分類群の部会の委員などは対象となり得る。部会にはペット業界、愛好家も加わっている。聞き取り内容は、どのような種がペットとして需要があるのか、流通量がどうかといったところ。他には既に島内で飼養されている種についても、まず調査の対象となるだろう。
○堀越会長：野生動物等への感染症に関する知見もヒアリングの対象としておく必要がある。また、ヒアリングする人と項目は、事前に委員に共有してほしい。
○堀越会長：今後の議論の参考として、島しょにおいて持ち込み制限をしているガラパゴス、ニュージーランドの離島などの事例を整理して示してほしい。
○竹澤委員：リスクは繁殖して増えることと捕食者になることだと思う。１年で死んでしまう昆虫と、何年も生きて繁殖し捕食するネコとを比べた時に、飼養者が多いネコが良くて昆虫が駄目といえるのか疑問である。多様な愛好家が居るため、各意見を聞いて検討すべき。

○事務局：ネコは飼養者が多いから持ち込んで良いのではなく、適正飼養ができるからということでホワイトリストに入っている。昆虫も適正飼養ができればよいのでバランスを取って検討をしていきたい。
○宮川委員：ホワイトリストの検討は様々な立場からの意見があり合意形成にとても時間のかかる話である。ホワイトリストの検討を丁寧に進めると同時に、すでに試行運用している申告制度を精査して現実的な運用をスピーディに進めるべき。
○川畑委員：母島は父島よりも虚偽などの取り締まりの人員確保が難しい。そういった点では、ははじま丸に乗せないという対応も検討してはどうか。
○有賀委員：持ち込み先の把握という点では、持込申告で父島や母島の滞在先まで申告させると良い。
○堀越会長：この審議会ではホワイトリストの中身のみを検討するのか、持込み制限の運用まで対象とするのかについて各委員の意見をいただきたい。
○川畑委員：母島ではそれほどペットを連れてくる観光客はいない。このため、まずはリストを検討してその後運用を検討する流れでよいのではないかと思う。
○事務局：諮問する内容については検討する。諮問の内容によらず、持込み制限の運用について審議会として提言することは可能である。
○事務局：滞在先など持込み申告の内容については、条例施行に向けて検討する。
○高橋委員：伴侶動物という言葉があり、アメリカではイヌ、ネコ、ウマの３種としている。他にウサギやモルモットを入れる考えもある。これをなぜ伴侶動物というかというと人との付き合いの歴史が長くて生態がよく理解されているということである。この理解の深さは対象を見る観点の一つとなり得る。
○高橋委員：オーストラリアではイヌの持ち込みに大量の書類を提出する必要がある。そうまでして持ってくるなら持ち込んでもよいということ。こういった事例も参考となる。

（6）閉会